

平成26年度第1回生駒市建築審査会会議録

1. 日時：平成26年8月26日（火曜日）

午後2時から午後4時まで

2. 場所：生駒市役所 4階 403・404会議室

3. 出席者

(1)委員：西浦会長 阪口委員 井上委員 東委員 脇田委員

(2)事務局：大西都市整備部長 石倉建築課長 大島同課長補佐
辻井同課建築指導係長 井上同課主査 塚同課主任

4. 傍聴者：なし

5. 議事の経過

平成26年度第1回生駒市建築審査会を定刻に開会し、生駒市建築審査会の会議公開の取扱要領に基づき各委員に意見を求めた結果、公開とする旨の報告あり。

大西都市整備部長から各委員への委嘱状の交付後、部長の挨拶が行われる。

委員紹介・事務局紹介の後、事務局から委員5名の出席があり、生駒市建築審査会条例第4条第2項の規定に基づき審査会が成立する旨の報告後、生駒市建築審査会条例第4条第1項の規定に基づき、会長による議事進行となっているが、会長が選出される議案②の審議までを事務局が進める旨の説明あり。

その後、生駒市建築審査会条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、議事録の署名委員として阪口委員と井上委員とが選出された。

・議案① 会長及び職務代理者の選出について

事務局 建築基準法（以下「法」という。）第81条の規定により、会長は委員の互選になっている旨の説明の後、委員の意見を求める説明あり。

委員 西浦委員を推薦する旨の発言あり。

事務局 他の委員の意見を求める説明あり。

全委員 異議なしの発声あり。

事務局 異議なしであるので、西浦委員を会長に選出することに決定した旨の説明あり。

続いて、西浦会長の会長就任の挨拶あり。

事務局 職務代理者の選出についても会長同様、委員の互選である旨の説明の後、委員の意見を求める発言あり。

委員 会長一任の旨の発言あり。

事務局 会長に一任してもよいかとの意見を求める発言あり。

全委員 異議なしの発言あり。

事務局 異議なしであるので、西浦会長に職務代理者の選出を願う説明あり。

会長 職務代理者は、経験のある井上委員にとの発言あり。

全委員 異議なしの発声あり。

事務局 異議なしであるので、井上委員を職務代理者に選出することに決定した旨の説明あり。

事務局より以後の議事進行について、会長に願う旨の発言あり。

・議案② 第26-1号 法第43条第1項ただし書許可の取り扱いにおいて、建築審査会一括同意基準に該当し、許可処分したものの報告について

会長 このことについて事務局に説明を求める発言あり。

事務局 西菜畑町地内の許可建築物について、法第43条第1項ただし書許可制度の内容について説明があった後、建築審査会一括同意基準に該当する旨の説明あり。

会長 委員の意見・質問を求める発言あり。

委員 空地部分は河川法の許可を得て新たに設置されるものであるか、または、以前からあったものであるかとの質問あり。

事務局 今回新たに設置される橋梁であることの説明あり。

委員 建築される場所は、元は何があったのか質問あり。

事務局 田であることの説明あり。

委員 8戸の住戸に対して、20台の駐車スペースがあり、橋の通行は、かなりの車の出入りがあるようなプランになっているが、橋の強度、安全性について質問あり。

事務局 今回新たに築造される橋梁であり、河川法の占用許可が必要となり、その許可を得るため、橋梁の構造計算書等を添付して申請を行っており、奈良県郡山土木事務所で審査を行い、基準に該当しているということで許可されている旨の説明あり。

委員 近隣で同じような橋が平成4年と平成7年に築造されており、その後のメンテナンス、維持管理の状況について質問あり。

事務局 河川法第24条の規定により許可を得て築造されているものです。また、河川法第15条の2より、許可を受けた者が許可工作物を良好に保つように維持し、公共の安全が保持されるように努めなければならないと規定されています。今回の橋梁の許可申請者は個人であるため、個人による管理となり、許可に係る占用期

間については、5年に1度の更新となっており、その度に、奈良県から当該管理者に対して、河川法施行令において定められた技術的基準等を口頭及び文書にて指導している旨の説明あり。

- 会 長 自転車駐車場の屋根等について、台風等災害時の耐久性についての質問あり。
- 事務局 メーカー規格品の自転車駐車場であり、構造設計等がされており一定の担保がある仕様となっていることから耐久性はある旨の説明あり。
- 委 員 駐車場が多いのは、月極駐車場として使用があるのかとの質問あり。
- 事務局 当該敷地が広いことから住居の戸数以上の駐車スペースになっている説明あり。
- 委 員 敷地からは、法第43条第1項ただし書き許可の橋からしか外に出ることができないようであるが、防災上大丈夫であるのかとの質問あり。
- 事務局 建築基準法では、建築物の敷地は、道路に2m以上の接しなければならないという規定があり、当該計画建物であれば道路に2m接していれば建築確認の処分がされること、また橋の有効幅員も4m以上あることから、防災上安全である旨の説明あり。
- なお、当該敷地には河川管理道が接しているため、災害が起きた場合はその通路を通して避難が可能である説明あり。
- 委 員 敷地の北側の周囲に管理用道路があるのかとの質問あり。
- 事務局 当該敷地北東2面、川沿いに河川管理道がある旨の説明あり。
- 委 員 車の駐車台数が多いが、災害時に車が一度に出る場合、橋の幅員が4mで十分であるのかとの質問あり。
- 事務局 災害時の避難については、車を利用した避難だけではなく、徒歩にて避難されることもあり、車での避難が前提ではないことの説明あり。
- 会 長 当該橋梁（河川）と前面道路が直角であり、また橋の真向かいに住宅がある立地であり、見通しの良い橋だとは思いますが、ガードレール部分は、少しすみ切りされているようだが、どのような状況であるか発言あり。
- 事務局 2m程度のすみ切りではなく、ガードレールのみ一部すみ切りになっていることの説明あり。
- 委 員 河川法による許可に伴う占用期間は、5年に1度更新されているのかとの質問あり。
- 事務局 5年に1度の更新で、占用料が発生している旨の説明あり。
- 会 長 他に意見・質問がないことを確認した後、裁決に移行し、議案第26—1号について当審査会は同意してよろしいかとの発言あり。
- 全委員 異議なしの発言あり。
- 会 長 全委員から異議なしとのことなので、当審査会は事務局の報告どおり同意することを決定する旨の発言あり。

・その他 ①過去2年間の生駒市建築審査会の開催状況について

会 長 その他①過去2年間の生駒市建築審査会の開催状況について、事務局に説明を求める旨の発言あり。

事務局 過去2年間の生駒市建築審査会の開催状況について、資料に基づき開催内容の説明あり。

・その他 ②けいはんな沿線等開発状況について

会 長 その他②けいはんな沿線等開発状況について、事務局に説明を求める旨の発言あり。

事務局 けいはんな沿線等の開発状況について説明あり。

・閉会

会 長 その他意見がないことを確認後、平成26年度第1回生駒市建築審査会を終了する旨の発言あり。